

排ガス再循環装置に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

排ガス再循環装置に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 13 規則においては、大気汚染防止を目的とし、船用ディーゼル機関からの窒素酸化物放出量の最大許容限度が規定されている（NO_x 規制）。

近年、段階的に厳しくなる NO_x 規制に対応するべく、排ガス再循環装置の採用の計画が増加している。

2018 年 10 月に開催された IMO 第 73 回海洋環境保護委員会 (MEPC73) において、排ガス再循環装置からの排水の取扱いを詳細に規定するガイドラインが IMO 決議 MEPC.307(73)として採択された。

このため、当該決議に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 排ガス再循環装置に関する取扱手引書及び記録簿を、本会の承認を受けた後に船上に備えなければならない旨規定した。
- (2) 排ガス再循環装置からの排水を船外に排出する場合の基準を規定した。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.3.2, 2.1.2, 2.1.3, 3.1.2, 8 編 2.1.1
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 1.1.3, 1.3.2, 2.1.2, 8 編 2.1.1,
附属書 8-2.1